

## 選挙人名簿に登録されていない 市区町村での不在者投票

仕事などの用事で他の市区町村に滞在中のため、投票日に投票所に行けない方は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

### ■投票手続

1. お住まいの区(選挙人名簿登録地)の選挙管理委員会に、投票用紙等の請求をします。  
※「投票用紙等の請求書兼宣誓書」を、「申請書のダウンロード」からダウンロードしてください。(最寄りの市区町村選挙管理委員会でも入手可能です。)
2. 投票用紙・投票用封筒(外封筒・内封筒)及び、不在者投票証明書をお送りします
3. 上記2で送られてきた書類を持参の上、最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票してください。  
※不在者投票証明書の入った封筒は、開封せずに持参して下さい。  
※あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名を記載しないでください。
4. 最寄りの市区町村選挙管理委員会の投票記載所で不在者投票を行います。  
※請求書の区選挙管理委員会への提出及び投票用紙のやりとりには、FAX、Eメールは使えません。  
早めに手続きをしてください。